

## 県民の参画と協働による福祉のまちづくり有識者会議開催要綱

### (目的)

第1条 福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号。以下「条例」という。）第3章に規定する特定施設等の整備及び条例第3章の2に規定する県民の参画と協働による福祉のまちづくりの適正な施行及び推進のため、福祉のまちづくりに関する有識者等で構成する県民の参画と協働による福祉のまちづくり有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (検討事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 条例第33条の3第1項に規定する福祉のまちづくりアドバイザーの登録に関する事項
- (2) 条例第33条の4に規定する県民参加型特定施設の認定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第3章の2に規定する県民の参画と協働による福祉のまちづくりの適正な施行及び推進のために必要な事項

### (運営)

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 会議の開催に係る構成員の招集はまちづくり部次長が行う。
- 3 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 まちづくり部次長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (謝金・旅費)

第4条 構成員又は前条第6項の規定により構成員以外の者が会議の職務を行うために、会議その他の職務に従事したときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月20日から施行する。

### (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月30日限り、その効力を失う。